



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization



• **Aso**
• UNESCO
• Global Geopark

阿蘇エコツーリズム推進全体構想

令和元年7月11日

阿蘇ジオパーク推進協議会



目次

1. 阿蘇エコツーリズムを推進する地域	1
(1) 推進の目的と方針	1
1) 推進の背景と目的	1
2) 推進にあたっての現状と課題	3
3) 推進の基本的な方針	4
(2) 推進する地域	5
1) 推進地域の範囲及び設定にあたっての考え方	5
2. 対象となる自然観光資源等	7
(1) 阿蘇エコツーリズムの自然観光資源	7
(2) その他の観光資源の名称と所在地等	18
3. エコツーリズム実施の方法	21
(1) ルール	21
1) ルールによって保護する対象	21
2) ルールの内容及び設定理由	21
3) ルールを適用する区域	25
4) ルールの運用にあたっての実効性確保の方法	25
(2) 案内（ガイドンス）及びプログラム	26
1) 本地域におけるエコツアー実施の「3つの配慮」	26
2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容	26
3) 実施される場所	26
4) プログラムの実施主体	26
(3) モニタリング及び評価	26
1) モニタリングの対象と方法	26
2) モニタリングにあたっての各主体の役割	27
3) 評価の方法	28
4) 専門家や研究者等の関与の方法	28
5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法	28
(4) その他	29
1) 主な情報提供の方法	29
2) ガイド等の育成又は研鑽の方法	29
3) 新規参入事業者への対応	30

4. 自然観光資源の保護及び育成	31
(1) 特定自然観光資源の指定について	31
(2) その他の自然観光資源	31
1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	31
2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画等	31
5. 協議会の参加主体	34
(1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担	34
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	36
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	36
(2) 他の法令や計画等との関係及び整合性	36
(3) 農林水産業や土地の所有者等と連携調和	38
(4) 地域の振興	38
1) 地産品の活用	38
2) 滞在日数増加のための取り組み	38
3) リピーター育成のための取り組み	39
(5) 地域の生活や習わしに対する配慮	39
1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項	39
(6) 安全管理	39
(7) 全体構想の公表	39
(8) 全体構想の見直し	39
7. 資料編	40
「自然観光資源所在地リスト」	40
「対象となる自然観光資源の位置」	40

1. 阿蘇エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進の目的と方針

1) 推進の背景と目的

阿蘇地域には豊かな自然と世界最大級のカルデラ地形、人と自然の関わりが生み出した風景があります。一帯は「阿蘇くじゅう国立公園」に指定され、さらに「世界農業遺産」「ユネスコ世界ジオパーク」の認定を受けています。加えて、2018年現在、「世界文化遺産」登録に向けた取り組みにあり、世界に誇ることのできる自然地と言えます。

阿蘇地域は、現在の自然公園法の前身である国立公園法によって1934年に「阿蘇国立公園」に指定されました。雲仙や霧島地域とともに指定された日本で最初の国立公園の一つであり、1986年に「阿蘇くじゅう国立公園」と改称され、現在に至ります。

また「世界農業遺産」とは、国際連合食糧農業機関（FAO）が2002年に始めた仕組みで、次世代に受け継がれるべき重要な伝統的農業（林業、水産業を含む）や生物多様性、伝統知識、農村文化、農業景観等を全体として認定し、その保全と持続的な活用を図るものです。「過去の遺産」ではなく、さまざまな環境の変化に適応しながら進化を続ける「生きている遺産」と言われています。阿蘇の草原の維持と持続的農業のシステムは2013年に大分県の国東半島宇佐地域および静岡県の掛川周辺地域と同時にサイト（世界農業遺産に認定された場所のこと）に認定されました。

「ユネスコ世界ジオパーク」とは、ジオ（地球）に関わるさまざまな自然遺産、たとえば、地層・岩石・地形・火山・断層等を含む自然豊かな「公園（パーク）」として認定するものです。阿蘇カルデラを中心とした地形・地質景観と地域の人々の取り組みが、2014年にユネスコ（国際連合教育科学文化機関）により認定されました。

「世界文化遺産」の趣旨は、「かけがえのない文化と自然を国境や民族を超えて保護し、未来へと引き継ぐこと」であり、ユネスコが世界遺産条約に基づいて登録しています。阿蘇地域は「阿蘇-火山との共生とその文化的景観」をテーマに登録の取り組みを進めており、世界文化遺産登録の前段となる国内暫定一覧表（暫定リスト）入りを目指しています。

このように阿蘇地域は、世界的にも重要な場所として認められるようになりました。その理由には独特な地形・地質や植生、生物、その形成過程を踏まえた人の生活があります。

特筆すべき景観と言える阿蘇カルデラは、阿蘇地域の中央に位置し、南北25km、東西18km、周囲128kmあり、世界最大級のもので、約27万年前の「阿蘇1火砕流」から約9万年前の「阿蘇4火砕流」まで、過去4回の大噴火によって形成された特徴的な景観です。火口原の中央には阿蘇五岳の高岳（1,592m）、根子岳（1,433m）、中岳（1,506m）、烏帽子岳（1,337m）、杵島岳（1,321m）が連なっています。カルデラ湖の成立を経て出現した火口原には、現在約5万人が生活しており、草原と田畑が開け、

阿蘇市、高森町、南阿蘇村の 3 つの自治体があります。さらに外輪山の周囲には、南小国町、小国町、産山村、西原村、山都町が位置し、押戸石、マゼノ溪谷、鍋ヶ滝、池山水源、白糸の滝、蘇陽峡といった地形・地質的に興味深いスポットがあります。

阿蘇地域の植生では、なんとといっても広大な草原がその特徴として挙げられます。古くから採草・放牧・火入れが行われ、農家を始めとする多くの人の力と自然の再生力のバランスの上で、半自然草原は維持されてきました。近年においては、阿蘇グリーンストックによる野焼き支援ボランティア、阿蘇草原再生協議会の取組みなど、多様な主体による活動がこれを支えてきました。阿蘇地域の固有種であるハナシノブをはじめ、草原を代表するヒゴタイ、ツクシマツモト、オミナエシ、ヤツシロソウ等の希少種も多く生育しています。また、活火山である中岳には、噴石や噴気、火山灰の影響を受ける火山荒原が広がっています。植物の生育には不利な場所ですが、それを取り巻くようにイタドリやコイワカンスゲ、その周りにミヤマキリシマ群落、その外側にススキ、アキノキリンソウ、マイヅルソウ等の草原といった具合に特徴的な植生を見ることができます。草原や火口周辺以外にも北向山には常緑広葉樹と落葉広葉樹が混交する原生林が成立し、人為的影響がなかった場合の阿蘇地域本来の自然植生を知ることができる場所となっています。非常に特徴的で多様な阿蘇地域の植生環境では、約 1,600 種の植物が生育しているとされます。これは熊本県内で見られる植物の約 70%に相当します。

このように、阿蘇地域は世界的にも認められた地形・地質景観や特徴的な植生が成立する日本有数の自然地であり、草原をはじめとする人々の営みによって維持されてきた文化的な景観を有しています。

そうした中、平成 28 年 4 月に熊本地震が発生しました。最大震度 7 の揺れが 2 度、さらに長期間に及ぶ余震により、草原の斜面崩落や地割れ、阿蘇大橋の崩落などが起こり、阿蘇地域の交通網だけでなく、自然的・文化的な観光資源にも甚大な被害を受けることになりました。これからの阿蘇地域のエコツーリズムを考えるにあたっては、地域の観光業や農畜産業の復活を含めた、「震災からの復興」という視点が不可欠と言えます。

阿蘇ならではの「自然と人の暮らしが親密にかかわった環境」の魅力を改めて見つめ直し、元に戻すだけでなく創造的な復興に取り組むことが必要です。そのためには、世界的に認められた自然地である「阿蘇」を活用し、多くの人を惹き付けるツーリズムを実現することや来訪者が自然の価値を理解し楽しむことができるようにすること、生態系に過大な負荷を与えずに持続的に活用していくことを忘れてはなりません。

時期を同じくして、外国人向けのブランド戦略の一環で世界基準のナショナルパークを目標とした「国立公園満喫プロジェクト」が始動しました。本プロジェクトにおいて先行的、集中的に取り組を進める公園の一つとして、阿蘇くじゅう国立公園が選ばれたことはこの追い風になると言えます。

エコツーリズム推進法の基本理念には「自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定め、その方法に従って実施される」エコツーリズムの推進が謳われています。阿蘇地域の自然環境を保全しつつ、それを活かし、地域固有の魅力を伝えていくことは、地震からの復興、そして活力ある持続的な地域づくりへとつながるものと考えます。

2) 推進にあたっての現状と課題

①滞在交流型ツーリズムの充実

より阿蘇地域の自然の魅力をお伝えしつつ、地域経済への波及効果を高めていくためには、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制（農泊推進体制）を整備し、滞在交流型の観光へと誘導していくことが重要です。滞在中に体験できるエコツアーやガイド、農家民宿や地域の伝統文化への参加などによる地元とのふれあい、夜間の過ごし方等を充実させていくことや、交通機関・宿泊施設との連携をよりよくしていくことが求められます。また、近年、中国や韓国等のアジア圏を中心にインバウンド観光が増加しているため、国外に向けた情報発信やガイドや案内サインにおける外国語対応を検討していくことも課題の一つです。

②草原や火山地帯のマナーと安全管理

阿蘇地域の特徴的な景観である草原では牧野組合との約束事やマナーを守っていくことが重要です。この雄大な景観を維持してきた農家の皆さんに敬意を払いつつ、楽しみ学んでいくことが大切です。また、野外での体験が中心となるエコツーリズムでは、実施者・参加者双方の安全管理意識の向上は欠かせません。火山活動が継続する阿蘇地域では登山者等への火山情報の提供及び伝達、避難計画、防災施設・避難施設、ヘルメット等の防護具の配置等が課題となってきます。

③生物多様性保全を意識

ツーリズムの舞台として活用する一方で、その自然環境を損なうことなく保全していくことが求められます。その際に重要なのが、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルで考える「生物多様性」の考え方です。希少な種を保護するだけでなく、様々な生物種同士の関係性や種内の遺伝子の違い、生育・生息地が多様であること等に留意して、阿蘇地域の自然環境を守り残していくことが必要です。

④環境負荷や利用マナーへの意識向上

阿蘇五岳周辺は、九州でも有数の登山のメッカで、アクセス道路が整備されているためマイカーやバスを利用すれば、比較的容易に登山できる場所です。ゴールデンウィークやお盆、紅葉の時期には多くの観光客が訪れ、一部地域や特定の時期に利用が集中する事態も起こっています。そのような時にゴミのポイ捨てや立ち入り禁止区域への侵入等、環境に配慮する意識や利用マナーの低下が見られます。自然を楽しむ

ツーリズムによって自然が損なわれるようなことがないように、来訪者の意識向上に向けた取り組みを行っていく必要があります。

⑤よりよいエコツーリズムを実現するための広域連携

本構想で対象とする「阿蘇地域」は、8つの市町村（阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町）で構成されます。単一の行政区でないため、広報・情報発信にとどまらず様々な面で広域連携が必要であり、国・熊本県・8市町村、さらには消防や医療関係者等との情報交換や連絡調整がポイントとなります。反面、来訪者にとっては、広域連携が図られていることは各地の見所を味わえるダイナミックで多様な体験が期待できます。滞在施設や交通機関の面でも「阿蘇地域」としての行政区を越えたサービスを提案していくことが求められます。

⑥震災からの創造的復興

被災地の中でも特に被害が大きかった阿蘇地域において、早急に修復するとともに本構想では復興の取組だけでなくその中で多くの人々の参加を求め、修復プロセスを公開するなど新たな観光資源とし、逆境をチャンスに変える発想を持って、戦略的に修復することが望めます。国民参加による修復・復興へと広がる仕組みをつくっていくことが必要です。

3) 推進の基本的な方針

本地域（次頁「2）推進する地域」参照）では、地域住民へのエコツーリズム推進の目的や事業に対する周知を通じて、活発な意見交換を行って、地域の魅力を洗い出すとともに、住民の理解と協力を得て、資源の磨き上げを行い、自然観光資源の保全、自然をはじめとする観光資源のレベルアップと観光及び地域の振興を目指します。

そのために次の基本方針を定めます。

① 阿蘇ならではの「人」と「自然」がまじわる体験

雄大な地形・地質景観と、長い年月をかけて成立した草原の景観、それを守り続けてきた農家をはじめとした地域の人々の存在が阿蘇地域の最大の財産です。より多くの来訪者に魅力が伝わる阿蘇ならではの体験にこだわったエコツーリズムを目指します。

② 悠久の自然と歴史を継承する

阿蘇地域の豊かな自然環境とその恵みを損なうことなく守り、継承していきます。また過去の災害の歴史から災害にまつわる教訓、体験談、自然回復過程や復興の取組、地震の被害地も火山や地震から生きている大地の証として、伝承していきます。大地の営みと生物多様性を体感することができるエコツーリズムを進めつつ、地域のスペシャリストを発掘し、地域住民と一緒に学んでいく取り組みを行います。

③ 8市町村が連携・協働する場づくり

8市町村にまたがる広域性を活かすために、多様な主体の連携・協働のための場づくりを大切にします。関係者間の協議や勉強会等の取り組みを通じた人的交流を行うとともに、滞在型ツーリズムの実現に向けた体験プログラム、交通機関、宿泊施設等の協力・連携を検討します。

(2) 推進する地域

1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

阿蘇地域は、阿蘇五岳が位置する阿蘇市、南阿蘇村、高森町を中心に周辺の外輪山が位置する南小国町、小国町、産山村、西原村、山都町の8つの市町村を地域とします。中でも阿蘇五岳はロープウェイや車等で気軽に訪れることができる観光地であり、観光客や登山者の利用が多く、環境負荷が非常に高い地域になっています。エコツーリズムの基本理念である自然観光資源を保全しつつ、より効果的に地域を活用する取り組みを行うことによって、より魅力的な地域の発展・向上に寄与していきます。

なお、今回設定する区域は熊本県内ですが、阿蘇地域の利用等に当たっては、隣接の大分県のくじゅう連山や宮崎県の祖母傾山、高千穂等とも密接な関わりがあり、連携していくことがより効果的と考えられますので、その連携方策についても今後検討していきます。



図 1-1 構想の対象地域

2. 対象となる自然観光資源等

(1) 阿蘇エコツアーリズムの自然観光資源

本地域の最も大きな資源は、「カルデラと阿蘇五岳を中心とする地域ならではの自然」です。この地域性の高い自然観光資源を中心に、以下のとおり区分します。

区分	対象
動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	地形・地質 自然環境 自然景観 動植物 動植物の生息地・生育地

各自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生生物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後も収集を進めていきます。ただし、希少種等に関する生息・生育場所等の情報については、攪乱や密猟・盗掘等の防止の観点から大まかに表示します。なお、各自然観光資源について、その保全や継承に支障が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。

動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

1

区分	地形・地質
細区分	阿蘇カルデラ
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	阿蘇カルデラは、南北 25km、東西 18km と世界でも有数の規模を誇っています。このカルデラは、九州中・北部を覆い尽くす 4 回にわたる巨大火砕流噴火の結果生じたものです。4 回の巨大噴火は、約 27 万年前から約 9 万年前の間に起っています。それらの火砕流堆積物は、現在浸食を免れて残っているものだけで、総計 175km ³ に及んでいます。カルデラ内には約 5 万人の人々が火山とともに生活しており、カルデラ周辺には人々の手により、千年以上に及ぶとされる採草と野焼きによって維持されている広大な草原が広がります。さらに、カルデラの内側には、中央火口丘群として、海拔高度 1,000～1,600m に多様な火山体が見られます。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	阿蘇地域でエコツアーを実施するときは、解説の欠かせないものです。4 回の噴火活動やカルデラの成り立ち、巨大噴火の影響を紹介していきましょう。

区分	地形・地質
細区分	中岳火口とその周辺地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>○中岳火口</p> <p>阿蘇中岳は、活動中の火口を容易にのぞくことができる世界的にみても珍しい火山です。「阿蘇に行く」ことは、すなわち「火口見物」と考えられるほどの観光スポットです。</p> <p>この中岳火口は、東西約 400m、南北約 900m のほぼ南北に並んだ複合火山からなります。</p> <p>○砂千里ヶ浜</p> <p>数千年前に形成された中岳新期山体の火口原。黒い砂やスコリアの細粉で覆われています。堆積物は火砕丘の開析に伴う扇状地堆積物が多く、そのなかには火山弾や多量の噴石等が見られるのが特徴です。また、わずかながらもイタドリ等の植物も生育しています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	火口付近は、立入禁止のエリアもあります。「阿蘇火山火口規制情報」を確認し、エコツアーを実施しましょう。

区分	地形・地質
細区分	中央火口丘群地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>様々な火山噴出物、火山地形等、火山地域として極めて特異な風成地形が認められ、河口及び周辺地域一帯は、火山活動、噴出物、地形、植生等を総合的に理解する上で示唆に富む場所です。</p> <p>○草千里ヶ浜</p> <p>阿蘇五岳の一つ、烏帽子岳の北麓に広がる火口跡にある 78 万 5000 m²の大草原と、雨水がたまってできたといわれる池とが織りなす自然のコントラストが非常に美しい場所です。</p> <p>○米塚</p> <p>約 3 千年前に形成されたスコリア丘で、国内では最も均整のとれたものの一つです。基底直径は約 380m、高さは約 80m。米塚を形成した一連の噴火活動で、大量の玄武岩質溶岩も米塚の北～西側一帯に広く流出し、溶岩トンネルなどを形成しています。近年、登山によって荒らされた斜面が修復され、現在では登山禁止になっています。</p> <p>※平成 28 年 4 月の震災により山頂部に亀裂が入っている。</p> <p>○上米塚</p>

	<p>スコリア丘の内部構造が直接観察できる貴重な断面が見られるポイント。</p> <p>○杵島岳</p> <p>3650 年前頃に形成された火山体の浸食過程を知る上で重要な火砕丘。</p> <p>○池の窪</p> <p>広くて浅い皿形の地形を呈する爆裂火口（マール）。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	米塚は立入禁止のため、上米塚や杵島岳等から眺めるようにしましょう。

4

区分	地形・地質
細区分	カルデラ内北部地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>阿蘇外輪山の内部の阿蘇市を中心とした北部地域の資源。</p> <p>○宮地・役犬原地区湧水群</p> <p>生活・農業用水にも利用される自噴湧泉。</p> <p>○阿蘇黄土</p> <p>鉄分が集積した湖成層が分布します。</p> <p>○数鹿流ヶ滝</p> <p>3500 年前に形成された深い峡谷へ続く黒川下流の滝。</p> <p>○古閑の滝</p> <p>厳寒期に凍結し「氷の滝」になります。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	寒期の利用時は、積雪に十分注意して利用しましょう。特に古閑の滝のツララには注意が必要です。

5

区分	地形・地質
細区分	カルデラ内南部地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>阿蘇外輪山の内部の南阿蘇村を中心とした南部地域の資源。</p> <p>○立野峡谷</p> <p>阿蘇カルデラの壁が唯一切れている場所です。</p> <p>○鮎返りの滝</p> <p>カルデラ形成直後の玄武岩質溶岩の造爆層をもちます。</p> <p>○南郷谷の段丘地形</p> <p>南郷谷西部の白川沿岸に分布する河岸段丘。</p> <p>○らくだ山</p> <p>岩脈の外殻面や断面の柱状節理を観察できます。</p> <p>○金龍の滝</p> <p>高さ 60m の断崖から落下しているこの滝は、その名のお</p>

	<p>り夕陽に映えてあたかも金色の竜が昇天する様が連想されます。</p> <p>○久木野層 南郷谷に湖の存在を証明する湖成層です。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>ゴミ不法投棄等が多いところもあるので、参加者にも注意を促しましょう。</p>

6

区分	地形・地質
細区分	カルデラ外北部地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>阿蘇外輪山の外部の小国町を中心とした北部地域の資源。</p> <p>○アカホヤ火山灰 7300年前の鬼界カルデラの大噴火に伴い噴出した火山灰の層。</p> <p>○押戸岩 盤座として祭られてきた安山岩の岩峰群。</p> <p>○鍋ヶ滝 滝幅約25m、高さ約9mの溶結凝灰岩にかかる滝です。固い溶結凝灰岩の上を水が流れ、その基底部の軟らかい部分は浸食され易いため、落水下部の背後が奥行き10m以上にわたって抉られ、裏側から落水を眺めることのできる特異な滝です。火砕流に巻き込まれた埋もれ木も存在します。</p> <p>○遊水峡 数百mにわたって発達する巨大火砕流がつくった岩盤河床。</p> <p>○すずめ地獄 谷底の湿地帯のなかにある噴気地。</p> <p>○阿蘇火砕流の堆積面 9万年前の阿蘇火砕流の堆積物の初期状態を示す台地面。</p> <p>○荻岳 流紋岩からなる島状の小山地で、火砕流台地の眺望に優れています。</p> <p>○七滝 滝壺を間近に見ることができる大小7つの滝です。</p> <p>○マゼノ溪谷 南小国町中原地区にある溪谷。水量の少ない時期に現れる川底の「一枚岩」は、この辺りまで流れてきた火砕流堆積物が川の浅瀬に広がって固まったもので、まるで舗装道路のような継ぎ目のない川底が見られます。</p>

	<p>○立岩水源公園</p> <p>南小国町を流れる筑後川上流に位置します。水源の水温は常に 13 度で保たれており、日量 380 トンという豊富な水量を誇っています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	鍋ヶ滝やマゼノ溪谷等阿蘇の火山活動によってできた自然風景が多くみられますので、参加者にも詳しく紹介しましょう。

7

区分	地形・地質
細区分	カルデラ外南部地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>阿蘇外輪山の外部の南阿蘇村や山都町(旧蘇陽町)を中心とした北部地域の資源。</p> <p>○白糸の滝</p> <p>先阿蘇火山岩類の安山岩節理が発達した滝。</p> <p>○大峯火山と高遊原台地</p> <p>9 万年前の巨大噴火の直前に形成された火山。溶岩台地は阿蘇くまもと空港として利用されている。</p> <p>○羅漢山奇岩群</p> <p>先阿蘇火山岩類の岩蜂群や天然橋状岩等の奇岩群の景観。</p> <p>○地藏峠岩脈群</p> <p>長さ 1km 以上にわたる屏風状の岩脈。</p> <p>○蘇陽峡</p> <p>阿蘇カルデラの南東側、外輪山に連なる標高 550m の高原にある峡谷で、約 15km に亘る峡谷底を五ヶ瀬川が流れています。幅が 200~300m、谷壁は過去 4 回の阿蘇火砕流堆積物(溶岩結凝灰岩)で構成される急斜面で、高さは 200m ほどにおよびます。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	外輪山の峠はところによって大型バスが通れない場所もありますので、下見を入念に行いましょう。また落石にも注意が必要です。

8

区分	地形・地質
細区分	温泉地域
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>火山地帯特有の多様な水質を楽しむことができる温泉街が数多くあります。</p> <p>○地獄・垂玉温泉</p> <p>150 年前より続く湯治場。</p> <p>○内牧温泉</p>

	<p>多くの文化人が訪れた田園地帯の中の温泉。</p> <p>○南小国温泉郷 黒川温泉をはじめとする昭和の湯治場。</p> <p>○わいた温泉郷 九重火山の西麓に位置する温泉群。</p> <p>○杖立温泉 引法大師も感銘したお湯。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	上記温泉地以外にも各地に温泉施設があるので、プログラムに応じた場所や施設を利用しましょう。

9

区分	地形・地質
細区分	湧水
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>阿蘇カルデラとその周辺には、一般的な火山地帯で見られるような多くの湧水が存在します。湧水の数は 1,500 ヶ所以上に上ります。</p> <p>○南阿蘇村湧水群 中央火口丘群や外輪山からの良質の伏流水。</p> <p>○的石御茶屋跡泉水 肥後藩主の休憩地になった豊後街道の通過点。</p> <p>○池山水源 毎分 30t が湧きだす清冽な池。</p> <p>○山吹水源/扇田 阿蘇と九重の間に位置する湧水。</p> <p>○高森湧水トンネル 高森・高千穂間の鉄道用トンネルからの湧水。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	一部入場料を徴収するものがあります。

10

区分	自然景観
細区分	景観
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>火山活動から形成される景観と、人の営みの中で形成されてきた文化景観を見ることができます。</p> <p>○草原景観 野焼きによる草原の維持は平安時代より続いていると言われています。</p> <p>○大観峰 他では見られないカルデラの景観と阿蘇五岳を一望するビ</p>

	<p>ューポイント。</p> <p>○仙酔峡 ミヤマキリシマの群生地。</p> <p>○俵山展望所 カルデラの南部を見渡せる南阿蘇全体の眺望。</p> <p>○草千里ヶ浜展望所 約 3 万年前の二重火口である草千里ヶ浜やカルデラの切れ目である立野を見ることができるポイント。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	観光客の多いスポットなので、他の観光客に悪影響のないように注意しましょう。

1 1

区分	動植物
細区分	植物群落（単一）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>保護上重要な地域として熊本県内 35 カ所中、阿蘇地域に存在する 1 カ所を選定しました。</p> <p>○中岳山頂のミヤマキリシマ群落</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	阿蘇を代表する景観の一つで、登山やトレッキングの途中で観察することができます。しかし群落に踏み込むと悪影響を及ぼす可能性があるため、注意しましょう。

1 2

区分	動植物
細区分	植物群落（複合）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>保護上重要な地域として熊本県内 27 カ所中、阿蘇地域に存在する 9 カ所を選定しました。</p> <p>○阿蘇端辺原野の山地湿原</p> <p>○小国町流湿原</p> <p>○阿蘇波野原の山地草原</p> <p>○阿蘇山東原野の山地草原</p> <p>○阿蘇俵山山麓の二次草原</p> <p>○根子岳の自然林</p> <p>○阿蘇火山山頂の植物群落</p> <p>○狼ヶ宇土の自然林</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキングの利用が行われている場所がありますが、「歩道からはずれない」等に関心し植物群落に悪影響を及ぼさないように注意しましょう。また、利用に管理者の許可が必要な場所については事前に手続きを行いましょう。

13

区分	動植物
細区分	藻類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	保護上重要な地域として熊本県内5カ所中、阿蘇地域に存在する1カ所を選定しました。 志津川のおキチモズク発生地（国指定天然記念物）
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	志津川のうち満願寺温泉の下流一帯に発生しており、河床の石に着生しています。特定な場所であり踏み込むと悪影響を及ぼす可能性があるため、注意して観察しましょう。

14

区分	動植物
細区分	希少植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	指定希少野生植物として、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき指定されている植物のうち阿蘇地域全域に関するものとして以下の35種が指定されています。 コタニワタリ クマイワヘゴ コモチイヌワラビ フクレギシダ オグラセンノウ マツモトセンノウ ミチノクフクジュソウ アズマイチゲ カザグルマ オニバス オグラコウホネ ケイリンサイシン ベニバナヤマシャクヤク トキワマンサク ツクシフウロ ホザキキカシグサ サワトラノオ サクラソウ イワザクラ ツクシトラノオ ツクシクガイソウ ヤツシロソウ ヒゴシオン

	<p>ヒゴタイ タマボウキ スズラン カタクリ ノカンゾウ ヒメユリ エヒメアヤメ ゴマシオホシクサ トダスゲ クマガイソウ ダイサギソウ サギソウ</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし希少な植物ですので、採取せずに注意して観察しましょう。</p>

15

区分	動植物
細区分	希少動物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>指定希少野生植物として、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき指定されている動物のうち阿蘇地域全域に関するものとして以下の12種が指定されています。内11種類を選定しました。</p> <p>オオダイガハラサンショウウオ モートンイトトンボ グンバイトンボ コバネアオイトトンボ ハッチョウトンボ ダイコクコガネ ウラジロミドリシジミ ゴマシジミ ミドリシジミ オオルリシジミ オオウラギンヒョウモン</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし希少な動物ですので、捕獲せずに注意して観察しましょう。</p>

16

区分	動植物
細区分	天然記念物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>国指定の天然記念物として熊本県内の9種のうち以下の6種が阿蘇地域に存在するもしくは可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カモシカ（特別天然記念物） ○オオサンショウウオ（特別天然記念物） ○志津川のおキチモズク発生地（天然記念物） ○ヤマネ（天然記念物） ○イヌワシ（天然記念物） ○ゴイシツバメシジミ（天然記念物） <p>県指定の天然記念物として熊本県内の5種のうち以下の1種が阿蘇地域に存在するもしくは可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ベッコウサンショウウオ（天然記念物）
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし天然記念物に指定されていますので、捕獲せずに注意して観察しましょう。</p>

17

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>保護上重要なハビタットとして熊本県内5カ所中、阿蘇地域に存在する1カ所を選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○阿蘇北外輪山・端辺原野 <p>コジュリン、オオジンギ、コヨシキリ等を指定</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし重要な生息地ですので、むやみに踏み込まず、注意して観察しましょう。</p>

18

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	昆虫類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>保護上重要なハビタット（生息場所）として熊本県内6カ所中、阿蘇地域に存在する2カ所を選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中原川水系 <li style="padding-left: 2em;">ゲンバイトンボ ○鍋の平 <li style="padding-left: 2em;">オオルリシジミ
利用の概況及び利用に当	<p>登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。</p>

たって配慮すべき事項	しかし重要な生息地ですので、むやみに踏み込まず、発見しても捕獲せず注意して観察しましょう。
------------	---

19

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	保護区（植物）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき熊本県内11カ所が指定され以下3カ所が阿蘇地域に存在します。 ○井手湿地 生育地保護区 ツクシフウロ、サクラソウ、ヤツシロソウ、ヒゴシオン、ノカンゾウ ○満願寺 生育地保護区 オグラセンノウ ○野尻 生育地保護区 マツモトセンノウ、ミチノクフクジュソウ、ツクシトラノオ、ツクシクガイソウ、ヤツシロソウ、ヒメユリ
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし希少な動物の生息地として保護区に指定されていますので、注意して観察しましょう。

20

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	保護区（動物）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき熊本県内11カ所が指定され以下2カ所が阿蘇地域に存在します。 ○津留 生息地保護区 オオダイガハラサンショウウオ ○久石 生息地保護区 オオルリシジミ
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	登山やトレッキング、観察会の途中での解説などができます。しかし希少な動物ですので、捕獲せずに注意して観察しましょう。

(2) その他の観光資源の名称と所在地等

本地域及び、本地域の利用に関連して利用される周辺地域の観光名所、史跡等は以下のとおりです。

名称・所在地	特性や利用の概況等
古坊中	鎌倉仏教の修験僧たちの坊舎跡。
中通古墳群	5世紀の12基の古墳からなる阿蘇地方屈指の古墳群。
上卸倉・下卸倉古墳	横穴式石室をもつ6世紀の豪族の墓。
阿蘇神社	全国に500社以上の奉祭社を持ちます。一の神殿、二の神殿、三の神殿、楼門、神幸門、還御門の6棟は、国の重要文化財です。社殿は、総ケヤキの白木造り独特の阿蘇式と呼ばれる様式で、他には例がありません。また、楼門は珍しい二層式で、日本三大楼門の一つに数えられます。その高さは約21m。細部には様々な彫刻が施されており、社殿楼門とともに壮大で美しい楼門です。ロープウェーがある阿蘇山上広場にも「阿蘇山上神社」があります。 ※平成28年4月の震災により倒壊（平成29年3月現在）。
国造神社	崇神(すじん)天皇18年の創建で、阿蘇神社から約6kmの北方に位置し、北宮ともいわれています。健甕龍命の第一子、国造速瓶玉命(はやみかたまのみこと)をはじめ、四神をまつる由緒ある神社です。神事は阿蘇神社と同様に「阿蘇の農耕祭事」として国の重要無形民俗文化財に指定されており、神殿と拝殿は市の有形文化財に指定されています。
霜神社	紀元前から続く社で、火を燃やし続ける「火炊き神事」が有名です。
草部吉見神社	日本三大下り宮の一つ。弘治3(1556)年に創建されました。
幣立宮	幣立神宮(幣立神社)は、九州の真ん中にあり、自然に囲まれた高天原神話発祥の地ともいわれています。この地に幣を立てて、天の神を祀ったことが始まりだと伝わる日本屈指のパワースポットで、神秘的な雰囲気漂う境内にはまるで神話の昔から生き続けているかのような大木が林立し、木陰を抜ける風や小鳥のさえずりが心地よく体を包み込みます。神世とのつながりを感じさせる場所です。
西巖殿寺	平安時代に創建された比叡山延暦寺の末寺。
参勤交代道	参勤交代に使われた江戸時代より続く溶結凝灰岩の道。
的石	健甕龍命の弓の的という伝説があります。
二重峠	健甕龍命が外輪山を蹴ったとされる場所。

阿蘇の草原の維持と持続的農業	阿蘇地域の農業を最も特徴付けているカルデラ周辺に遍在する草原と農業の関わりが、世界農業遺産に認定されました。阿蘇地域は、草原の維持再生のため農林業の振興や民間ボランティア、企業の参加等を行っています。さらに資源を利用したビジネスや地域づくりの取り組みなども行われています。このことが先進国における一つの持続的農業のモデルとなるものと考えられています。
阿蘇の農耕祭事	国指定重要無形民俗文化財。阿蘇の農耕祭事は、阿蘇神社および国造神社を中心に行われています。古式を継承しているとともに、四季を通じ、豊作祈願にはじまって、風害、霜害の防除祈願、そして収穫感謝といった、一連の繋がりのある祭事を今に伝えています。 こうした祭事は、我が国の農耕儀礼や民間信仰のあり方を理解するうえで重要です。
あか牛	熊本系の褐毛和種（あかげわしゅ）。現在の「くまもとあか牛」は交配により改良された固有種で、昭和 19 年に和牛として登録されました。あか牛は、耐寒・耐暑性に優れており、放牧に適し、性格がおとなしく飼育しやすいという特性を持っています。放牧中に伸びた草を食べるため、阿蘇の美しい草原景観を維持する役割を果たしています。
阿蘇火山博物館	「阿蘇火山」をテーマとし、阿蘇の地形や地質、動植物等について展示を行っています。また、火山と人々の暮らしとの関わりについても展示しています。学芸員や阿蘇インタープリターによる館内案内(ミュージアムツアー)やフィールド学習(ジオツアー)にも力を入れ、阿蘇周辺地域の子どもや修学旅行生、観光客へ様々なプログラムを提供しています。
NPO 法人 ASO 田園空間博物館	阿蘇市全域を博物館とするエコミュージアム。人・もの・暮らし等、阿蘇の宝を再発見し、個性を活かして物語をつくり、自然・歴史・伝統・文化を後世に伝える試みが続いています。阿蘇市全体を屋根のない博物館にたとえ、自然と人々が織りなしてきた有形・無形の地域資源（サテライト）を展示物として保全活用しようという取り組み。サテライトは後述のリストに記載しています。
南阿蘇ビジターセンター・阿蘇野草園	自然と人々の暮らしを紹介し、自然とのふれあいを楽しんでもらうために設置されています。阿蘇の多種多様な植物を、自然に近い形で観察できるよう整備した阿蘇野草園を併設しています。係員が野草園の案内や観察会を実施する等、活発な活動が行われています。

阿蘇フォースクール	旧小学校校舎で暮らしの知恵を学びます。
阿蘇草原保全活動センター	阿蘇のシンボリック的存在である草原の保全、再生、学習、及び利活用の拠点施設として、環境省と阿蘇市が協力して整備を行ったもので、センター内は、2つの建物に分かれ、草原学習館と草原情報館からなる、日本初の草原教育施設です。

3. エコツアーリズム実施の方法

(1) ルール

エコツアーリズム推進のため、阿蘇の自然環境を地域の方々、ツアー実施者、参加者と協力して保全・活用していかなければいけません。そのために、保全・活用のために適切なルールを定め、阿蘇ジオパーク推進協議会（以下、協議会）、ガイドを含むエコツアー実施事業者（以下、ツアー実施者）、エコツアーに参加する観光旅行者（以下、参加者）等の関係者がこのルール及び関係法令等を守るように努め、また守っていただく取り組みを進めます。

1) ルールによって保護する対象

ルールを定める対象として、以下の6つを設定します。

- ①阿蘇の自然や生き物を守る
- ②地球環境を守る
- ③史跡、伝統を守る
- ④地域住民の生活を守る
- ⑤参加者の安全を守る
- ⑥ツアーの品質を守る（阿蘇のブランド、リピーター）
- ⑦その他

2) ルールの内容及び設定理由

各ルールとその設定理由は以下のとおりです。

①阿蘇の自然や生き物を守る

- ・「お邪魔する」という謙虚な気持ちで行動しましょう◇

設定理由：自然や生きものの住処を荒らさないために設定します。

- ・希少な動植物が生息・生育する場所には立ち入りません◇

設定理由：踏み荒らすことで希少な動植物の生息・生育環境を改変・喪失してしまわないように設定します。

- ・生き物との触れあいは最小限にしましょう◇

設定理由：人から動物、動物から人へ病気の感染リスクがあるため設定します。

- ・他地域の動植物の持ち込みに気を付けましょう◇

設定理由：特定外来生物や生態系被害防止外来種リスト掲載種をはじめ外来生物は、地域本来の生態系に影響を与える恐れがあるため設定します。

- ・コウモリのいる洞窟には、基本的に立ち入らないようにしましょう◇

設定理由：特に冬眠や子育て期間を中心にコウモリの生育環境に重大な影響を与える恐れがあるため設定します。

- ・観察するときは周りの草花へ配慮しましょう◇

設定理由：観察対象の他に生育している草花を踏み荒らさないように設定します。

- ・草原に立ち入るときは、牧野組合の許可を得ましょう◇

設定理由：草原の多くは放牧に利用している場所です。各草原の管理者である牧野組合との連携を図るため設定します。

- ・整備された場所を歩きましょう◇

設定理由：人が歩くことを想定していないところでは落石や遭難の恐れ、動植物への悪影響があるため設定します。

- ・無秩序な樹木の伐採は行わないようにしましょう。

設定理由：国立公園内の第一種特別地域は基本的に伐採が禁止されており、第二種・第三種特別地域でも所定の手続きと許可が必要とされています。それ以外の地域でも関係法令等に基づき必要な手続きを行うこととし、景観や動植物の生育・生息環境の改変につながる無秩序な伐採を防ぐために設定します。

- ・それぞれの湧水地での決まりごとは守りましょう◇

設定理由：長年そこを利用してきた地元のコミュニティによって決められたルールを尊重するために設定します。

②地球環境を守る

- ・ゴミは持ち帰り、落ちているものは拾いましょう◇

設定理由：美観を保つだけでなく、ゴミを動物が食べる等の悪影響を防ぐため設定します。

- ・トイレはフィールドに入る前に済ませましょう◇

設定理由：人の排泄物も自然へ影響を与えます。自然への影響を最小限にとどめるために設定します。

- ・喫煙をしないようにしましょう

設定理由：定められた場所以外での喫煙は、山火事や受動喫煙の被害につながるため設定します。

③史跡や伝統を守る

- ・史跡や文化財等は汚したり、壊したりしないようにしましょう◇

設定理由：古くから大切にされてきた史跡や文化財等をこれからも守っていくために設定します。

- ・行事やお祭りに参加するときは、しきたりに従いましょう◇

設定理由：長年受け継がれてきた地域の伝統文化を尊重するために設定します。

④地域住民の生活を守る

- ・駐車マナーを守りましょう

設定理由：交通渋滞や地元の人への迷惑を防ぐために設定します。

- ・地元の人への事前告知を行いましょう

設定理由：突然、大勢の来訪者があると地元の人に不安や戸惑いを生じさせることがあるため設定します。

- ・地元の人に挨拶をしましょう

設定理由：地元の人が安心してエコツアーを受け入れられるように設定します。

- ・地域サービスを積極的に利用しましょう◇

設定理由：食事や宿泊をはじめ、各種地域サービスを利用することはエコツアーリズムの基本理念である「地域社会及び地域経済の健全な発展」につながります。地域経済への波及効果のために設定します。

- ・地域の生活や伝統を理解し尊重しましょう◇

設定理由：地域の生活や伝統そのものがエコツアーでは大切です。後世に守り伝えていくために設定します。

- ・火口周辺の地元の人へ気を配りましょう◇

設定理由：火口周辺は特に来訪者が多く地元への影響を配慮する必要があるため設定します。

- ・保全活動を地元の人に理解してもらいましょう◇

設定理由：保全活動の円滑な運営のため、また地元の人々の理解や協力を得ていくために設定します。

⑤参加者の安全を守る

- ・適切な事前情報を提供しましょう

設定理由：ツアー参加者が心構えを持ち、適切な装備・服装で参加することができるように設定します。

- ・フィールドの事前調査を行いましょう◇

設定理由：自然状況や危険箇所を把握し、安全なツアーを行うために設定します。

- ・ツアー実施前に危険個所の把握・共有を行いましょう◇

設定理由：スタッフ間で共有することによりツアー中の事故を防ぎ、参加者の安全を確保するために設定します。

- ・実施者・参加者とともに保険に加入しましょう◇

設定理由：万が一の事故の際の被災者への補償、ツアー実施者の経営リスクの軽減のために設定します。

- ・エコツアーにおける適切な服装を準備しましょう◇

設定理由：ツアー中の身の安全を確保するには適切な服装が不可欠であることから設定します。

- ・事前に参加者情報の把握をしましょう

設定理由：年代や経験度合い、アレルギー、持病などを把握してツアー中の安全を確保するとともに満足度を向上させるために設定します。

- ・確認書に署名をもらいましょう

設定理由：安全に関する情報提供を確実にを行うために設定します（告知書や確認書を使用するツアーの場合）。

- ・緊急時の連絡網を用意しておきましょう

設定理由：万が一の事故の際、迅速な対応をするために設定します。

- ・野焼きの観光は実施者に配慮して行いましょう

設定理由：野焼きはリスクのある作業です。実施者への妨害や参加者に被害が起きないようにするために設定します。

- ・ガイドの指示に従いましょう

設定理由：参加者及びガイドの安全を確保するために不可欠であるため設定します。

- ・サブスタッフを配置しましょう

設定理由：特に大人数の参加者がいる場合に安全管理をより確実に行うため設定します。

- ・救急セットを携帯しましょう◇

設定理由：万が一の事故や怪我に対応できるように設定します。

- ・「セルフエイド」を心がけましょう◇

設定理由：安全に自然の中で楽しむためには参加者が自分自身の身を守るという気持ちを持つことが必要であるため設定します。

- ・悪天候時の代替案を用意しておきましょう◇

設定理由：雨天や急な天候の変化があった時の、より安全な場所でできる活動や身を守るためのエスケープルートを用意しておくために設定します。

- ・安全な登山へ配慮しましょう◇

設定理由：登山では遭難や転落、落石などの危険が想定されます。それを回避・軽減する計画や準備を呼びかけるために設定します。

- ・日没よりも早く暗くなる場所もあるので、気を付けましょう◇

設定理由：暗くなると道迷いや滑落などの危険が増えるため設定します。

- ・火山の危険性を理解しておきましょう◇

設定理由：中岳は現在も噴火をする火山です。噴火速報などを確認しながら安全なツアーを心がけるために設定します。

- ・噴火の危険性があるところは立入禁止です◇

設定理由：噴火警戒レベルに応じて立入禁止区域が設定されています。区域には立ち入らず安全なツアーを心がけるために設定します。

- ・火口に入山するときは火口監視員へ連絡しましょう◇

設定理由：火口で万が一の事故や怪我が発生したとき迅速な対応ができるようにするため設定します。

- ・火山ガスの危険があるので体調等には注意しましょう◇

設定理由：火山ガスは有毒で、時として死に至ります。「阿蘇火山火口規制情報」等を参考に、ツアーの運営を行うために設定します。

- ・火口での体調不良者への対応を準備しておきましょう◇

設定理由：火山ガスや硫黄によって体調不良者が出る場合があります。万が一のときに備えて緊急連絡先の把握やエスケープルートの確保などのために設定します。

⑥ツアーの品質を守る

- ・ツアーの基準をつくりましょう

設定理由：エコツアーの品質維持・向上のために設定します。

- ・フィールドの利用ルールを設定しましょう◇

設定理由：適切なフィールド利用を守るために設定します。

- ・適正な人数設定をしましょう
設定理由：参加者が多すぎると、目が行き届かなかつたり、参加者の不満が生じるといった問題が起きがちです。適正な人数を守るために設定します。
- ・阿蘇の自然や文化について情報の蓄積・発信をしましょう◇
設定理由：エコツアー参加者は阿蘇の自然や文化に関心があり参加しています。参加者の満足度を高め、阿蘇を好きになってもらうために設定します。
- ・地元の方の理解を得てみましょう◇
設定理由：町や農地を訪れるエコツアーでは、地元の方の理解や協力が不可欠であるため設定します。
- ・地域の方々への貢献を心掛けましょう◇
設定理由：エコツーリズムの基本理念である「地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与すること」を実現するために設定します。
- ・ガイドは地域と参加者の「橋渡し役」と心がけましょう◇
設定理由：ガイド自身が、阿蘇地域の魅力に参加者が出会える場を作る存在であることを意識し、質の高いエコツアーを実現するために設定します。

⑦その他

- ・活動風景を積極的に撮りましょう
設定理由：美しい自然や参加者が楽しそうな写真は、阿蘇に来るきっかけのひとつになります。積極的に情報発信を行うために設定します。
- ・広報許可をとりましょう
設定理由：参加者には広報媒体やネットなどに写真を掲載してほしくない方もいらっしゃる。顔写真を公のものに掲載する場合に参加者の意思を尊重するために設定します。

◇「阿蘇エコツーリズム・ガイドライン(阿蘇地域振興デザインセンター/2008年)」より引用
その他ルールは、「阿蘇エコツーリズム推進全体構想第2回ワークショップ」における参加者意見

3) ルールを適用する区域

本地域全域とします。

4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

各ツアー実施者が行うエコツアーがルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

①チェックリストの作成

各ツアー実施者が自分でチェックできるよう、協議会がチェックリストを作成し、各実施者に配布等を行います。

②参加者への説明

参加者が事前に本地域のルールを知ることができるように協議会のHPをはじめ各ツアー実施者が募集する際にエコツーリズムについての情報を提供します。また、参加申込者には、ツアーに応じた注意事項をお知らせし、本地域の理解を深め、安

全に配慮するように協力を得ます。

③定期的なチェックの実施

ツアー実施者は、実施しているエコツアーがルールを守っているか定期的にチェックを行い、必要ならばツアーの内容を改善していきます。

④協議会によるアドバイス

ツアー実施者が、ルールに適合するかどうか判断できない場合もしくはルールに記載されていない場合、協議会が相談を受け付け、適切なアドバイスを行います。

⑤ルールの定期的な見直し

本構想の見直しにあわせ、ルールも見直します。ただし、特に必要性がある場合は、ルールのみ見直しも行います。また、自然観光資源の保全が不十分と判断された場合は、特定自然観光資源の指定を検討します。

(2) 案内（ガイダンス）及びプログラム

1) 本地域におけるエコツアー実施の「3つの配慮」

本地域では、次の3つの配慮にのっとりたエコツアーを実施します。

阿蘇地域を訪れる際の3つの配慮

①自然環境への配慮

②地域社会への配慮

③安全への配慮

2) 主な案内（ガイダンス）及びプログラムの内容

一般的に案内(ガイダンス)の方法には、ガイドが直接参加者を案内する方法のほかに、解説板やパンフレットによるセルフガイド等の手法があります。本地域で実施する案内(ガイダンス)については、人と人とのふれあいを大切に、さらに効果的に地域の魅力を伝えるためにも、専門のガイドが直接解説や体験を指導する方法を主とします。

3) 実施される場所

本地域全般とします。

4) プログラムの実施主体

本地域のエコツーリズムでは、地域の自然を中心に専門のガイドが案内、解説や体験の指導をすることを基本とします。そのため、実施主体はそのようなガイド個人やガイドを擁する組織が主となりますが、内容によっては、NPO等の組織や地域住民の方々の協力も得て実施していくこととします。

(3) モニタリング及び評価

1) モニタリングの対象と方法

モニタリングでは、継続的に自然観光資源や周囲の環境、生物多様性の確保等の観点により、その変化やその兆候を発見する体制が必要ですが、常に観察していることで気づくことができるものがある一方で、専門家による調査を行わなければ、その変化が把握できないものもあります。そこで大きく2種類のモニタリング方法を行います。

①簡易モニタリング

ツアー実施者には、日々のエコツアー時に気づいた変化や問題点を協議会に報告することを促します。対象は特に定めず、主に本全体構想に書かれている自然観光資源を中心に、各地域での異変が対象となります。小さな異変でも、日々のモニタリングで早期発見することで、効果的な対処が可能と期待されます。

②定期モニタリング

エコツアーで活用されている自然観光資源の状況や変化を専門家の意見を交え、モニタリングを行っていきます。本地域には、様々な環境とそれに適応した様々な動植物が生息・生育し、モニタリングの対象となるべきものも多数存在しますが、既に九州地方環境事務所が実施している草原・湿地や遭難事故防止対策協議会が行っている登山道の調査を活用してエコツーリズムに活かしていきます。

モニタリング関係機関

実施主体	九州地方環境事務所
場所	草原や湿地
内容	保存状況や生態系、植生を調査

実施主体	九州地方環境事務所
場所	阿蘇くじゅう国立公園内の自然環境
内容	自然公園指導員の調査による年次報告

実施主体	阿蘇草原再生協議会
場所	阿蘇地域の草原
内容	草原の範囲や草原内の生態や植生を調査。

実施主体	阿蘇山遭難事故防止対策協議会
場所	登山道
内容	利用状況や登山客による影響を調査。

2) モニタリングに当たっての各主体の役割

モニタリングに当たっての各主体の役割を次のとおりとします。

①ツアー実施者

エコツアーの下見や実施の際に、自然観光資源の変化や問題点を把握し、協議会に報告します。

②ツアー参加者

エコツアーに参加している際に、発見した変化や問題点を実施者に知らせてもらいます。

③各地で活動する団体・個人

各活動地域における環境の変化や問題点等を発見した場合に、速やかに協議会に報告するよう努めていただきます。

④動植物や自然に関する専門家

定期モニタリングの実施に協力していただきます。また、その結果に関して、専門的な見地からの評価及び対策が必要な場合の具体的な方法等について提案します。

⑤阿蘇ジオパーク推進協議会

モニタリングの結果と対策等に関する専門家から報告を受けて、今後の方向性や改善方法について協議し、必要に応じて行政等の関係機関への働きかけや調整を実施します。

⑥行政（国、県、市町村）

協議会と協力し、対策が必要な場合に可能な限り協力をしていただきます。

3) 評価の方法

各主体からの報告と定期モニタリング及び必要に応じて行う調査の結果を基に、年に1回、専門家を交えて評価を実施します。評価は次の2点に関して行います。

①自然観光資源の保全をしていく上での問題点の有無の確認

②問題が確認された場合、その原因と問題の大きさについて

(多数の参加者による影響か等)

4) 専門家や研究者等の関与の方法

協議会顧問でもある各分野の専門家を中心となってモニタリングを実施します。また、各主体から協議会へと寄せられた報告内容の整理や検証を行い、改善方法の検討・提案を行います。さらに、必要に応じて他分野の専門家や有識者等の意見・情報等を各専門家や協議会より求めます。

5) モニタリング及び評価の結果の反映の方法

モニタリングの結果は、以下の方法で課題に対して対応していきます。

①ツアー実施者への周知

協議会から実施者に対して、結果と改善方法を周知し、その後のエコツアー実施に反映してもらいます。

②関係部署との協力による対応

ツアー実施者だけでは対処が難しい問題に関しては、協議会が中心となり関係部署等と協力して対処します。

③特定自然観光資源への指定の検討

関係部署等との協力でも難しい問題に対しては、特定自然観光資源への指定を含め、法令等による規制も検討していきます。

(4) その他

1) 主な情報提供の方法

主に次の方法により、阿蘇エコツーリズムに関する情報を内外に幅広く提供します。

①地域住民への情報提供

協議会において、市町村の情報誌や住民向けリーフレットの作成、HPによる情報提供を通じて、阿蘇エコツーリズムについて、まず地域住民の方々に対して情報提供とともにアピールをします。

②観光関連施設（宿泊施設、販売店、交通機関等）への情報提供

協議会においてエコツーリズムの案内リーフレットを作成・配布し、各施設関係者にも「エコツーリズム」についての情報提供とともに、理解や協力を得られるよう努めます。

③マスメディアの活用

新聞やテレビ、各社の旅行雑誌に「阿蘇エコツーリズム」が取り上げられるように協議会より積極的に働きかけていきます。また、協議会においても、どのような内容が取り上げられやすいか等の点について、情報収集・研究を行います。これにより広く情報発信を行っていきます。

④ホームページの活用

協議会のHPを中心に阿蘇エコツーリズムについて情報発信を行っていきます。また、ツアー実施者や観光協会、宿泊施設等のHPにおいても、エコツアーを行っている地域であることの明示や、協議会HPへのリンクを通じて情報提供を行います。

2) ガイド等の育成又は研鑽の方法

阿蘇のエコツアーを発信するために不可欠なのは、現場で直接参加者と関わるガイドです。各団体や個人がそれぞれの方法でガイドをするだけでなく、各地のガイドが連携・協働してツアーを実施することによって、参加者の満足度やリピート志向を高め、本地域におけるガイドの育成と質の向上に努めます。また、本地域のエコツアーの質を上げていくためには、マーケティングに関する知識や経験、商品企画力、関係者と連携・調整して新たな課題に取り組む能力も必要となります。

本地域では、上記のような能力をもつガイドやプロデューサー的な役割を担える人材を育成するため、協議会において以下のような人材育成や研鑽を行います。

①ガイド養成・スキルアップ講習の実施

協議会主催で、ガイドの新人研修や既存のガイドのスキルアップ講習等を行います。

②協議会とツアー実施者、ツアー実施者同士の話し合い・交流会

協議会は、現場で実際に生じている問題や、ツアー実施者が困っている点等を話し合えるワークショップを定期的で開催し、実施者同士の交流も深めて阿蘇地域が一丸となって解決を目指す場を提供します。

③ガイドの利用促進

協議会は、地域の関係者・機関等、観光客に対してガイドを利用することのメリット（地域の魅力を伝え観光客のリピートにつながる、ガイドがいるからこそ体験できる魅力がある等）を周知し、ガイドの利用を促進します。

3) 新規参入事業者への対応

本地域に新規参入を希望する事業者に対しては、協議会より本構想に掲載されたルール等を守るよう求め、互いにメリットを得つつ、地域の発展に向かうよう働きかけます。なお、参加者から見た場合に、本構想に基づくルール等に基づいてツアーを実施する事業者と守らない事業者との区別が簡単にできるよう、協議会において方策を検討します。

4. 自然観光資源の保護及び育成

(1) 特定自然観光資源の指定について

本地域の自然観光資源の多くが、阿蘇くじゅう国立公園内にあり、また世界農業遺産、ユネスコ世界ジオパーク等の様々な制度により現状においては保全が図られているため、今回の構想の策定にあたって特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、自然観光資源の保護を図る上で特定自然観光資源への指定が必要と判断される状況が生じた場合には、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

(2) その他の自然観光資源

1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

本構想に書かれた方針に基づき阿蘇地域のエコツーリズム関係者が一致団結して普及啓発や必要な取り組みを推進していくことで、自然観光資源の価値が損なわれないよう保護及び育成を進めます。また協議会では、国・自治体・ツアー実施者が持つ自然観光資源についての関連情報や調査結果を定期的に収集し、自然観光資源の状況把握を行います。この結果に基づき協議会において対応を検討し、国・自治体・ツアー実施者等とともに保全・育成を図ります。

2) 自然観光資源に関する主な法令・制度及び計画等

自然観光資源の保全等に関する主な法令や計画等を以下に示します。

①関係法令

- ・ 生物多様性基本法
- ・ 自然公園法
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 森林法
- ・ 国有林野の管理経営に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 河川法
- ・ 都市計画法
- ・ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例
- ・ 熊本県自然環境保全条例
- ・ 阿蘇市景観条例
- ・ 南小国町景観条例
- ・ 小国町景観条例
- ・ 産山村景観条例
- ・ 高森町景観条例
- ・ 高森町観光立町推進基本条例

- ・高森町環境美化条例
- ・南阿蘇村景観条例
- ・西原村景観条例
- ・山都町景観づくり条例

また、エコツアーを実施する際には、下記の関係法令を遵守します。

- ・旅行業法
- ・旅館業法
- ・道路交通法
- ・道路運送法

②関連する計画や制度等

下記の主な計画との整合を図りながら、エコツーリズムを推進します。

- ・国有林の地域別森林計画
- ・地域管理経営計画
- ・国有林野施業実施計画
- ・熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
- ・熊本県環境基本指針
- ・熊本県環境基本計画
- ・阿蘇市総合計画
- ・阿蘇市景観計画
- ・阿蘇市環境基本計画
- ・阿蘇市森林整備計画
- ・阿蘇市まちなみ・まちづくり助成事業実施要綱
- ・南小国町総合計画
- ・南小国町景観計画
- ・南小国町森林整備計画
- ・小国町環境モデル都市行動計画
- ・小国町総合計画基本構想
- ・小国町景観計画
- ・小国町森林整備計画
- ・産山村景観計画
- ・産山村森林整備計画
- ・高森町総合計画
- ・高森町景観計画
- ・高森町自然環境保全要綱
- ・高森町森林整備計画
- ・南阿蘇村景観計画
- ・西原村総合計画（基本構想・前期基本計画）
- ・西原村景観計画
- ・西原村森林整備計画

- ・山都町総合計画
- ・山都町景観計画
- ・山都町森林整備計画

5. 協議会の参加主体

(1) 協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

令和元年7月11日現在<敬称略>

■構成機関等

所属	肩書	氏名	備考
熊本県阿蘇地域振興局	局長	田村 真一	エコツアーの情報発信、関連施設等の管理運営、関係者との連絡調整等 (行政機関)
阿蘇市	市長	佐藤 義興	
南小国町	町長	高橋 周二	
小国町	町長	北里 耕亮	
産山村	村長	市原 正文	
高森町	町長	草村 大成	
南阿蘇村	村長	吉良 清一	
西原村	村長	日置 和彦	
山都町	町長	梅田 穰	
阿蘇エコツーリズム協会	会長	山村 将護	エコツアーの企画・情報発信、ガイド人材の育成等 (エコツーリズム関連施設及び団体)
国立阿蘇青少年交流の家	所長	岩倉 公男	
NPO 法人 ASO 田園空間博物館	理事長	山本 章夫	
NPO 法人阿蘇ミュージアム	理事長	山口 久臣	
なみの高原やすらぎ交流館	館長	望月 克哉	
阿蘇たにびと博物館	館長	梶原 宏之	
阿蘇地区パークボランティアの会	会長	上島 敬次	
(一社)自然公園財団阿蘇支部	支部長	中尾 忠規	
(公財)阿蘇グリーンストック	副理事長	山内 康二	
(公財)阿蘇地域振興デザインセンター	事務局長	江藤 訓重	観光業との連携、情報発信等 (観光協会等)
(公財)阿蘇火山博物館	館長	池辺 伸一郎	
阿蘇市観光協会	会長	菊池 秀一	
南小国町観光協会	会長	平野 直紀	
小国ツーリズム協会	会長	渡邊 誠次	
産山村観光協会	会長	井 博明	
高森町観光協会	会長	後藤 巖	
(一社)みなみあそ村観光協会	会長	河津 謙二	
(一社)山都町観光協会	会長	山下 泰雄	
熊本大学	学長	原田 信志	指導・助言・支援 (学識経験者)
京都大学火山研究センター	教授	大倉 敬宏	
熊本地学会	会長	田中 均	
熊本県地質調査業協会	理事長	工藤 伸	
阿蘇の自然を愛護する会	会長	竹原 憲朗	

阿蘇青年会議所	理事長	山内 誠一郎	指導・助言・支援 (民間事業者)
(一社)くまもと21の会	委員長	片桐 英夫	
(株)日本リモナイト研究開発部	専務	蔵本 厚一	

<参考>

熊本大学	名誉教授	渡邊 一徳	顧問
環境省九州地方環境事務所 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所	所長	田村 努	
気象庁熊本地方气象台	次長	青木 恒生	
林野庁九州森林管理局熊本森林管理署	署長	森 勇二	
熊本県企画振興部地域・文化振興局 文化企画・世界遺産推進課	課長	西尾 浩明	
熊本県商工観光労働部観光経済交流局 観光物産課	課長	上田 哲也	

6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

阿蘇地域は、世界最大級のカルデラを中心に人の営みと長い年月をかけて形成された、人と自然の共生の場です。阿蘇を構成する火山・草原・湧水といった自然環境は、阿蘇の人々の生活になくてはならないものであり、エコツーリズムを推進することにより、地域住民の伝統文化の持続的な活動を行う気持ちを醸成させていきます。また、エコツアー参加者にも体験を通して阿蘇を感じ理解し、人と自然をつなぐ場としてのエコツーリズムを活用促進していきます。

1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

①本地域でエコツアーを通して体験できるテーマの整理

協議会では、本地域において実際に体感できる自然体験やワークショップを把握・整理します。

②エコツアー主催者・地域住民に対する理解の促進

協議会主導で、各地で開催する団体や個人に対して、本構想の理解促進の活動を行うとともに、地域住民に対しても理解を得ながらエコツアーを行っていきます。

③エコツアー参加者に対し阿蘇を楽しみ考えてもらう機会の提供

エコツアー主催者は、阿蘇を楽しんでもらうとともに阿蘇で起きている問題や自然環境で起きている問題を、体験を通して五感で感じてもらえる機会の提供方法を工夫します。

④環境負荷を軽減するツアー開催に向けた取り組みの推進と普及啓発

エコツアー主催者は、プログラムの環境負荷の軽減を工夫するとともに、参加者に対してもゴミの減量・持ち帰りの推奨や環境問題を体感するプログラムを織り込む等を行い、自然環境の体験を通じた持続的な環境を大切に想う気持ちの醸成に励みます。

2) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツアーを行う上で、地域の理解は欠かすことのできないものであることから、エコツーリズムの意義と効果を適切に理解・浸透させていく取り組みを行います。具体的には、リーフレットの配布や住民向けの説明会の開催、学校教育を通じた普及啓発を行っていきます。

(2) 他の法令や計画等との関係及び整合性

エコツアー主催者は、プログラム実施の際は下記の関係法令に配慮しながら実施します。

①関係法令

- ・生物多様性基本法
- ・自然公園法
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・森林法
- ・国有林野の管理経営に関する法律
- ・文化財保護法
- ・河川法
- ・都市計画法
- ・熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例
- ・熊本県自然環境保全条例
- ・阿蘇市景観条例
- ・南小国町景観条例
- ・小国町景観条例
- ・産山村景観条例
- ・高森町景観条例
- ・高森町観光立町推進基本条例
- ・高森町環境美化条例
- ・南阿蘇村景観条例
- ・西原村景観条例
- ・山都町景観づくり条例

また、エコツアーを実施する際には、下記の関係法令を遵守します。

- ・旅行業法
- ・旅館業法
- ・道路交通法
- ・道路運送法

②関連する計画や制度等

- ・国有林の地域別森林計画
- ・地域管理経営計画
- ・国有林野施業実施計画
- ・阿蘇くじゅう観光圏整備計画
- ・熊本県野生動植物の多様性保全基本方針
- ・熊本県環境基本指針
- ・熊本県環境基本計画
- ・阿蘇市総合計画
- ・阿蘇市景観計画
- ・阿蘇市環境基本計画
- ・阿蘇市森林整備計画
- ・阿蘇市まちなみ・まちづくり助成事業実施要綱
- ・南小国町総合計画
- ・南小国町景観計画
- ・南小国町森林整備計画

- ・小国町環境モデル都市行動計画
- ・小国町総合計画基本構想
- ・小国町景観計画
- ・小国町森林整備計画
- ・産山村景観計画
- ・産山村森林整備計画
- ・高森町総合計画
- ・高森町景観計画
- ・高森町自然環境保全要綱
- ・高森町森林整備計画
- ・南阿蘇村景観計画
- ・西原村総合計画（基本構想・前期基本計画）
- ・西原村景観計画
- ・西原村森林整備計画
- ・山都町総合計画
- ・山都町景観計画
- ・山都町森林整備計画

（３）農林水産業や土地の所有者等と連携調和

①連携方策

協議会及びエコツアー主催者は、阿蘇の景観維持に農業が大きな役割を果たしていることを説明するとともに地域の農林水産物を積極的にプログラムで活用していくことを進めます。また世界農業遺産の認定を受けた阿蘇の草原の維持と持続的農業のシステムを体験内容に取り入れる等の連携・活用を行っていきます。

②配慮事項

エコツアー主催者や参加者は、他人の所有地や農地、林地、特に牧野への無断立ち入りはしないよう注意します。農林地へ立入る場合は、土地管理者（牧野であれば牧野組合等）への事前の手続きや協議を行うこととします。

（４）地域の振興

１）地産品の活用

プログラムで使用する商品や飲食物等は、地元で作られたものを積極的に利用し、地域の振興につなげます。参加者に対しても商品の良さや特徴を紹介し、ツアー全体の満足度の向上を図ります。また協議会は地域の商品や飲食物等の情報や特徴を把握・整理し、エコツアー主催者や参加者に対して情報提供を行い、これらの取り組みを支援します。

２）滞在日数増加のための取り組み

協議会は、連泊を目的としたエコツアーの情報提供をリーフレット等で行い、着地

型観光の普及啓発を目指します。

3) リピーター育成のための取り組み

エコツアー主催者は、参加者に対して阿蘇の四季折々の魅力やカルデラの自然環境やツアーを紹介することで、参加者が本地域を再訪するよう働きかけます。

(5) 地域の生活や習わしに対する配慮

1) 地域の生活や習わしに対する配慮事項

エコツアー主催者はプログラムを実施する上で、周辺地域の住民の文化や生活に配慮し、理解を得て実施します。

(6) 安全管理

エコツアー主催者は、参加者等の安全を確保するため、以下の対策を実施します。また協議会は、主催者に対し安全管理の情報把握・整理・提供を行います。

- ・ 事故事例の収集

阿蘇地域だけでなく、全国で類似した事例情報を収集し、阿蘇地域で起こりうる事故を想定し、検討・対策を行っていきます。

- ・ 救急救命講習の推奨

協議会等で主催または開催情報を提供し、毎年を受講を推奨します。

- ・ 保険加入

危険度に応じた保険の加入を行い、万が一の対策を十分に実施しておきます。

- ・ ツアー主催者間の情報共有

事故事例等を収集、協議会で整理し、各団体へ情報の提供を行います。

- ・ 救急備品や装備の安全確認

必要な救急備品や装備の使用期限が切れていないこと、劣化していないことを定期的に確認します。

(7) 全体構想の公表

全体構想の作成、変更、廃止を行ったときは、市町村や協議会の通信紙及び HP 等で周知します。また、必要に応じて協議会が説明用リーフレット等を作成・配布し広く公開します。

(8) 全体構想の見直し

策定後は、協議会が中心となり運用状況や課題を把握・整理します。概ね5年ごとに本構想の見直しを行います。ただし、点検の結果、早急に見直すことが必要と判断された場合は、適宜見直しを行います。

7. 資料編

「自然観光資源所在地リスト」

「対象となる自然観光資源の位置」

「対象となる自然観光資源の位置」一覧（1／3）

	細区分	自然観光資源	所在地
1	阿蘇カルデラ	阿蘇カルデラ	阿蘇地域全域
2	中岳火口とその周辺地域	中岳火口	阿蘇市
		砂千里ヶ浜	阿蘇市
3	中央火口丘群地域	草千里ヶ浜	阿蘇市、南阿蘇村
		米塚	阿蘇市
		上米塚	阿蘇市
		杵島岳	阿蘇市
		池の窪	南阿蘇村
4	カルデラ内北部地域	宮地・役犬原地区湧水群	阿蘇市
		阿蘇黄土	阿蘇市
		数鹿流ヶ滝	南阿蘇村
		古閑の滝	阿蘇市
5	カルデラ内南部地域	立野峡谷	南阿蘇村
		鮎返りの滝	南阿蘇村
		南郷谷の段丘地形	南阿蘇村
		らくだ山	高森町
		金龍の滝	南阿蘇村
		久木野層	南阿蘇村
6	カルデラ外北部地域	アカホヤ火山灰	阿蘇市
		押戸岩	南小国町
		鍋ヶ滝	小国町
		遊水峡	小国町
		すずめ地獄	南小国町
		阿蘇火砕流の産山堆積面	産山村
		荻岳	阿蘇市
		七滝	南小国町
		マゼノ溪谷	南小国町
		立岩水源公園	南小国町
7	カルデラ外南部地域	白糸の滝	西原村
		大峯火山と高遊原台地	西原村
		羅漢山奇岩群	南阿蘇村
		地藏峠岩脈群	南阿蘇村
		蘇陽峡	山都町
8	温泉地域	地獄・垂玉温泉	南阿蘇村
		内牧温泉	阿蘇市
		南小国温泉郷	南小国町
		わいた温泉郷	小国町
		杖立温泉	小国町
9	湧水	南阿蘇村湧水群	南阿蘇村
		的石御茶屋跡泉水	阿蘇市
		池山水源	産山村
		山吹水源/扇田	産山村
		高森湧水トンネル	高森町
10	景観	草原景観	阿蘇地域全域
		大観峰	阿蘇市
		仙酔峡	阿蘇市
		俵山展望所	南阿蘇村
		草千里ヶ浜展望所	阿蘇市

「対象となる自然観光資源の位置」一覧（2／3）

	細区分	自然観光資源	所在地
11	植物群落（単一）	中岳山頂のミヤマキリシマ群落	阿蘇市、南阿蘇村
12	植物群落（複合）	阿蘇端辺原野の山地湿原	阿蘇市
		小国町流湿原	小国町
		阿蘇波野原の山地草原	阿蘇市
		阿蘇山東原野の山地草原	高森町
		阿蘇俵山山麓の二次草原	南阿蘇村
		根子岳の自然林	阿蘇市、高森町
		阿蘇火山山頂の植物群落	阿蘇市、高森町
13	藻類	狼ヶ宇土の自然林	南阿蘇村
		志津川のオキチモズク発生地（国指定天然記念物）	南小国町
14	希少植物	コタニワタリ	阿蘇地域全域
		クマイワヘゴ	
		コモチイヌワラビ	
		フクレギシダ	
		オグラセンノウ	
		マツモトセンノウ	
		ミチノクフクジュソウ	
		アズマイチゲ	
		カザグルマ	
		オニバス	
		オグラコウホネ	
		ケイリンサイシン	
		ベニバナヤマシャクヤク	
		トキワマンサク	
		ツクシフウロ	
		ホザキキカシグサ	
		サワトラノオ	
		サクラソウ	
		イワザクラ	
		ツクシトラノオ	
		ツクシクガイソウ	
		ヤツシロソウ	
		ヒゴシオン	
		ヒゴタイ	
		タマボウキ	
		スズラン	
		カタクリ	
		ノカンゾウ	
		ヒメユリ	
		エヒメアヤメ	
ゴマシオホシクサ			
トダスゲ			
クマガイソウ			
ダイサギソウ			
サギソウ			

「対象となる自然観光資源の位置」一覧（3／3）

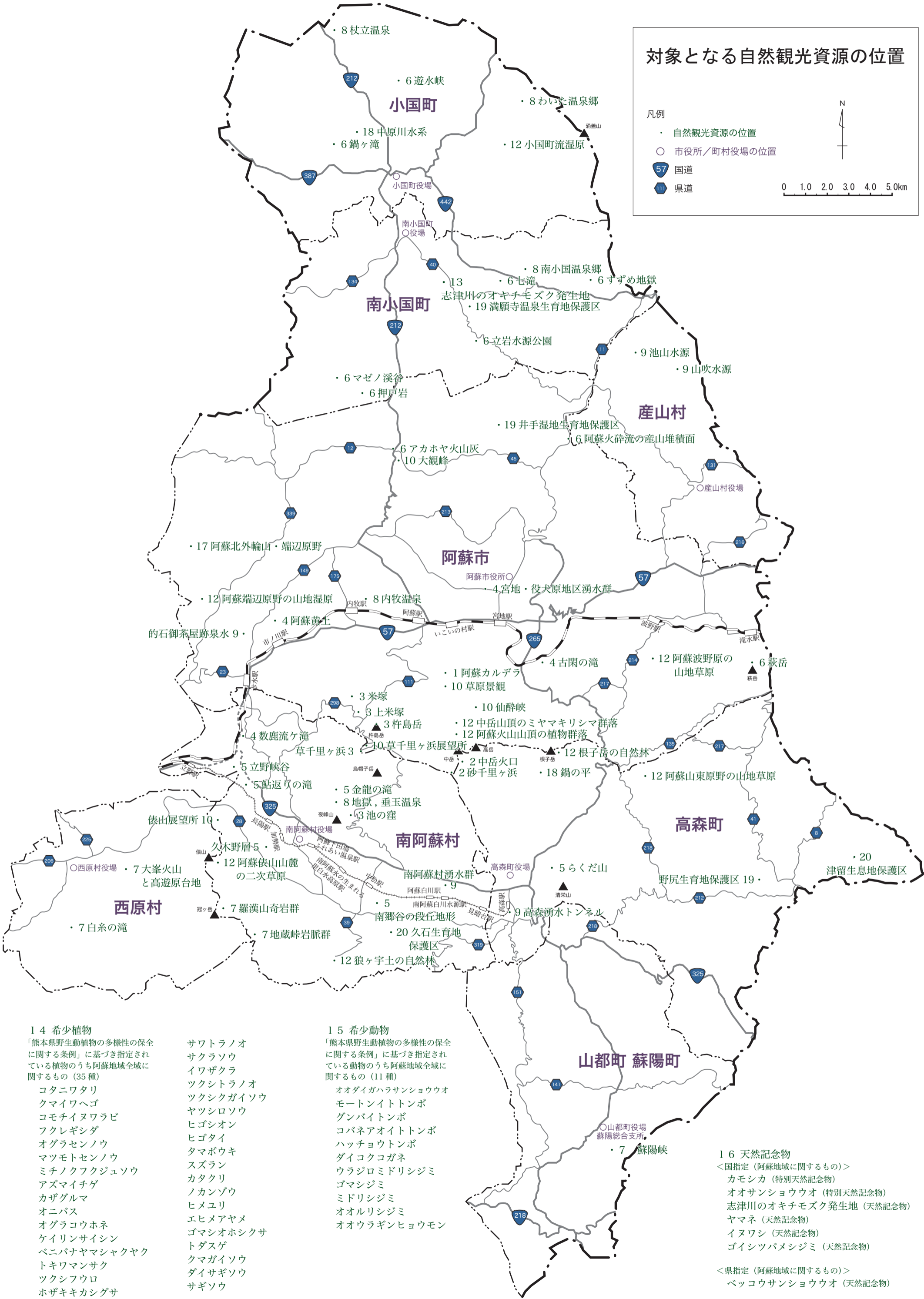
	細区分	自然観光資源	所在地
15	希少動物	オオダイガハラサンショウウオ	阿蘇地域全域
		モートンイトトンボ	
		グンバイトンボ	
		コバネアオイトトンボ	
		ハッチョウトンボ	
		ダイコクコガネ	
		ウラジロミドリシジミ	
		ゴマシジミ	
		ミドリシジミ	
		オオルリシジミ	
		オオウラギンヒョウモン	
16	天然記念物	カモシカ（国指定特別天然記念物）	阿蘇地域全域
		オオサンショウウオ（国指定特別天然記念物）	
		志津川のオキチモズク発生地（国指定天然記念物）	南小国町
		ヤマネ（国指定天然記念物）	阿蘇地域全域
		イヌワシ（国指定天然記念物）	
		ゴイシツバメシジミ（国指定天然記念物）	
ベッコウサンショウウオ（県指定天然記念物）			
17	鳥類	阿蘇北外輪山・端辺原野	阿蘇市
18	昆虫類	中原川水系	南小国町、小国町
19	保護区（植物）	井手湿地 生育地保護区	阿蘇市
		満願寺 生育地保護区	南小国町
		野尻 生育地保護区	高森町
20	保護区（動物）	津留 生息地保護区	高森町
		久石 生息地保護区	南阿蘇村

対象となる自然観光資源の位置

凡例

- ・ 自然観光資源の位置
- 市役所/町村役場の位置
- 57 国道
- 111 県道

0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0km



14 希少植物

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき指定されている植物のうち阿蘇地域全域に関するもの (35種)

- コタニワタリ
- クマイワヘゴ
- コモチイヌワラビ
- フレキシダ
- オグラセンノウ
- マツモトセンノウ
- ミチノクフクジュソウ
- アズマイチゲ
- カザグルマ
- オニバス
- オグラコウホネ
- ケイリンサイシン
- ベニバナヤマシャクヤク
- トキワマンサク
- ツクシフウロ
- ホザキキキグサ

- サワトラノオ
- サクラソウ
- イワザクラ
- ツクシトラノオ
- ツクシクガイソウ
- ヤツシロソウ
- ヒゴシオン
- ヒゴタイ
- タマボウキ
- スズラン
- カタクリ
- ノカンゾウ
- ヒメユリ
- エヒメアヤメ
- ゴマシオホシクサ
- トダスゲ
- クマガイソウ
- ダイサギソウ
- サギソウ

15 希少動物

「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき指定されている動物のうち阿蘇地域全域に関するもの (11種)

- オオダイガハラサンショウウオ
- モートンイトトンボ
- グンバイトンボ
- コバネアオイトトンボ
- ハッチョウトンボ
- ダイコクコガネ
- ウラジロミドリシジミ
- ゴマシジミ
- ミドリシジミ
- オオルリシジミ
- オオウラギンヒョウモン

16 天然記念物

<国指定 (阿蘇地域に関するもの)>

- カモシカ (特別天然記念物)
- オオサンショウウオ (特別天然記念物)
- 志津川のオキチモズク発生地 (天然記念物)
- ヤマネ (天然記念物)
- イヌワシ (天然記念物)
- ゴイツツバメシジミ (天然記念物)

<県指定 (阿蘇地域に関するもの)>

- ベッコウサンショウウオ (天然記念物)

主な参考文献

阿蘇ジオパーク推進協議会（2012）阿蘇ジオパークガイドブック

阿蘇地域振興デザインセンター（2008）阿蘇エコツーリズム・ガイドライン

発行者：佐藤 義興（阿蘇ジオパーク推進協議会 会長／阿蘇市長）

出版月：令和元年7月11日発行